労働基準局安全衛生部

労働者の安全と健康を守るための政策立案を行っています

日本には、約5,300万人もの人が働いています。人は働くことによって生計を立て、社会や経済はこのような人々の労働によって支えられています。しかし、現在でも、1年に約1,000人の労働者が、労働災害によって死亡しています。また、けがをしたり、病気にかかったりすることで、仕事に従事できなくなる労働者も多くいます。人の生命と健康はかけがえのないものであり、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりするようなことは、本来あってはなりません。こうした考えの下、安全衛生部では、労働安全衛生法などに基づき、労働者の安全と健康を守るための政策立案を行っています。

計画課

● 政策立案と総合調整

計画課は、安全衛生部の指令塔として、総合的視野に立った政策立案や調整を行い、労働安全衛生行政全体の運営方針や今後の方向性を決定します。5年ごとに厚生労働大臣が「労働災害防止計画」を定めていますが、その企画立案を行うのも計画課です。

また、関係する他部局や他省庁との調整、国会の対応の役割も担うほか、労働組合・経営者団体の代表、学識経験者から政策に対する意見を頂く場である労働政策審議会安全衛生分科会の事務局も行っています。

● 安全衛生分野の研究推進

所管する独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、労働者の安全や健康に関する研究の中核的役割を担い、行政と連携して、施策に資する研究を行っています。この研究所の運営に関する業務も計画課が担当しています。

● 安全衛生の国際協力推進

日本がこれまで培ってきた労働災害防止のノウハウを生かして、JICA（独立行政法人国際協力機構）と協力してアジア各国でプロジェクトを実施し、職員を専門家として派遣するなど技術協力を行っています。また、諸外国との相互交流や国際会議、ILO（国際労働機関）条約の批准やEPA（経済連携協定）などの国際的枠組みへの対応なども行っています。

安全課・建設安全対策室

● 工場や建設現場での安全対策推進

安全課・建設安全対策室では、労働安全衛生関係法令に基づいて、工場や建設現場における安全対策の企画、立案などを行っています。

工場や建設現場では、労働者の安全のため、安全管理者などの管理者の選任、職場の巡視、設備の不備に対する是正を行う必要があります。また、労働災害のリスクを評価・低減させるリスクアセスメントを実施することも重要です。さらに、ボイラー、クレーンなどの機械や設備の安全化を図るため、安全基準を定め、遵守を徹底することが必要です。

このような現場での安全を確保するための施策立案を行っています。

● 第三次産業における災害防止対策の推進

近年、小売業、社会福祉施設、飲食店などの第三次産業における、転倒などの労働災害が増加しています。最新の統計や業種の特性を考慮し、これらの分野・業種における対策を推進しています。

● 建設現場の特殊事情を勘案した対策推進

建設業では、元請け会社の管理下で多くの請負会社（協力会社）が工事を行います。複数の会社が混在して作業を行う場合には、連絡不足などにより労働災害が発生する恐れがあります。このような建設業の特殊性を踏まえた安全対策を企画・推進しています。

クレーンの崩落災害

労働衛生課・産業保健支援室・電離放射線労働者健康対策室

● 健康障害防止の政策立案

労働衛生課・産業保健支援室・電離放射線労働者健康対策室では、労働者の健康の確保に関する政策立案を行っています。じん肺、振動障害、高気圧障害、酸素欠乏症、腰痛、熱中症などさまざまな職業病が、今なお労働者に健康障害をもたらしています。その防止のためには、①作業環境の管理、②作業時間などの作業管理、③健康診断などの健康管理の3つの管理を行うことが管理・改善の手法とされています。この労働衛生の3つの管理のために事業者が行うべき事項の検討、具体的な作業環境測定や作業管理を行うための技術基準の制定・改正を担っています。

● 過重労働や心の健康問題 、受動喫煙防止対策

近年、過重労働によって脳や心臓の疾患を発症する人や、心の健康問題で不調を訴える人、休職に至る人が増加傾向にあり、今日の労働衛生対策の大きな課題となっています。

2020年までに、「メンタルヘルスの措置を受けられる職場の割合が100%」、そして「受動喫煙の無い職場の実現」という目標が閣議決定されています。こうした課題等に対して、法令、ガイドラインや指導方針をつくるなどして対策を進めています。

● 原子力発電所作業員の健康対策

平成23年3月の福島第一原子力発電所事故への対応として、緊急作業を行う作業員や除染作業などに従事する労働者の放射線障害防止対策が注目を浴びました。このような場で働く人々に適用される被ばく限度基準の設定、個人の放射線量の測定・管理などについて関係省庁との協議、被ばくを抑える作業方法の指導、作業員データベースの構築などを推進しています。

労働基準局安全衛生部

化学物質対策課・化学物質評価室・環境改善室

● 職場で広く使われる化学物質の管理

化学物質対策課・化学物質評価室・環境改善室では、化学物質を職場で使う場合のルールづくりをしています。化学物質は、いろいろな産業で幅広く使われていますが、取扱い方が適切でないと、人の健康や環境に悪い影響を与えるものや、爆発や火災の危険性があるものも数多く存在します。例えば、アスベストは微量でも吸い込むと中皮腫を引き起こす可能性があります。また、化学コンビナートにおける爆発災害により、多数の労働者が被災したという事案も発生しています。
化学物質を製造するのも職場、使われるのも職場ですから、職場で労働者が化学物質を安全に取り扱えるようにすることは、とても重要です。

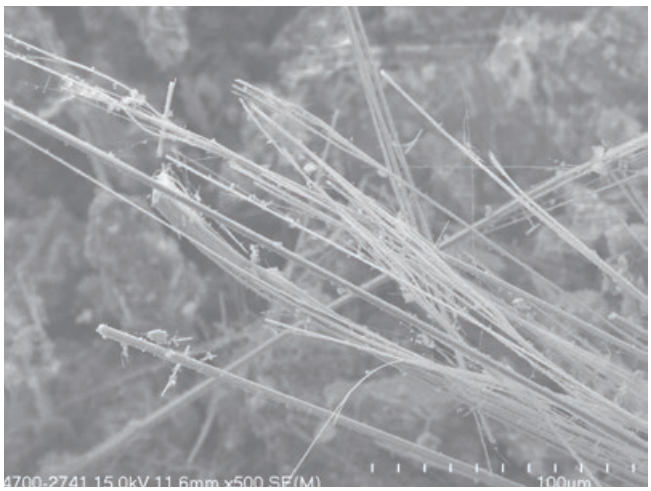

アスベスト繊維

● 化学物質のルールづくりとその徹底

職場で使われる化学物質は、6万物質にもなり、今でも年間1,200物質ずつ増え続けています。特に健康リスクの高い化学物質は、職業がんをはじめ中毒やけがを引き起こす可能性が高いため、適切に対策を講じる必要があります。そのため、職場の換気を行うなど化学物質へのばく露防止措置を行ったり、爆発・火災を防止するための安全対策を定めてそれらを遵守したりするよう、事業者に求めています。
また、危険で有害なすべての化学物質について、人手に渡る際には、取扱説明書を交付するようにしたり、化学物質を新しく作った会社がその有害性を調べて国に届けたりするような制度を整備しています。

化学物質の危険有害性を示す絵表示

● 国際的な化学物質管理への対応

職場で作られる化学物質の一部が、環境中に排出されることもあります。また、法令基準が異なる海外から輸入される化学物質も増えており、国境を越えた化学物質の管理も欠かせません。
このため、他の省庁や関係機関とも連絡を取り合い、すき間のない化学物質管理行政を目指しています。また、各国やOECD(経済協力開発機構)、ILO、WHO(世界保健機関)などと常に情報交換を行い、グローバル化に対応した化学物質管理を進めています。

職業能力開発局

労働者の能力向上とその能力を生かせる社会づくりを目指した政策立案を行っています

エネルギー資源に恵まれない日本が、今後も活力を維持し発展を続けていくためには、日本が世界に誇る技術・技能という資源を今まで以上に磨いていかなければなりません。そのためには、技術革新と併せて、すべての人が職業に必要な能力を身につけて、能力に合った職業につき、働きながらスキルアップを行い、習得した職業能力が適切に評価され、さらに高い職業能力の獲得を目指す、そうした能力本位の社会の構築が必要です。

職業能力開発局は、職業能力開発促進法に基づき、労働者の能力向上とその能力を生かせる社会づくりを目指し、政策立案を行っています。

能力評価課

● 職業能力評価制度の整備

能力評価課では、職業能力を適切に評価する「ものさし」としての職業能力評価制度を整備することや、技能の素晴らしさと重要性を国民に浸透させることによって、すべての人の職業能力の向上を支援しています。所管している国家検定制度「技能検定」は、労働者の技能習得意欲の増進、雇用の安定、円滑な再就職、社会的な評価の向上などの重要な役割を担う制度です。現在、128の職種で検定が行われていますが、社会的ニーズに合わせて対象職種の見直しを行うとともに、中立公正な試験運営がされるよう取り組んでいます。

● 技能の振興

世界中の労働者が技能を競う技能五輪国際大会への参加や、技能競技大会の開催、国内最高水準にある優れた技能者の表彰（「現代の名工」）、熟練技能者の優れた技能の維持・継承などによって、技能者の育成や技能の重要性の理解促進に取り組んでいます。

海外協力課・外国人研修推進室

● 日本のものづくりノウハウを通じた海外協力

海外協力課では、開発途上国への職業訓練校などの設置・運営や専門家の派遣、ILO、ASEAN（東南アジア諸国連合）などの国際機関と連携した技術協力、日本の技能検定制度の普及などを行っており、これらの国々での人材養成に貢献しています。

● 外国人の技能研修の推進

外国人研修推進室は、開発途上国の「人づくり」に寄与するため、「外国人技能実習制度」に基づいて、海外から受け入れた技能実習生が研修や職場での実習を通じ、技術、技能、知識などを適切に習得することができるよう、制度の適正な運用を図っています。